

横瀬町省エネ家電製品買換促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、温室効果ガス排出量の削減等につなげる意識啓発を図るとともに、家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するため、環境負荷の少ない省エネルギー性能の高い家電製品(以下「省エネ家電製品」という。)への買換えを行う者に対し、予算の範囲内において横瀬町省エネ家電製品買換促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、横瀬町補助金交付規程(昭和43年規程第1号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、省エネ家電製品とは、次に掲げる機器をいう。

- (1) 日本産業規格C9901に基づく省エネルギーラベルの最新の基準におけるもののうち省エネ基準達成率が100パーセント以上の電気冷蔵庫
- (2) 日本産業規格C9901に基づく省エネルギーラベルの最新の基準におけるもののうち省エネ基準達成率が80パーセント以上のエアコン
- (3) 日本産業規格C9901に基づく省エネルギーラベルの最新の基準におけるもののうち省エネ基準達成率が80パーセント以上のテレビ

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有し、自らが居住する町内にある住宅(併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が総床面積の2分の1以上のものに限る。)の既存の家電を同品目の省エネ家電製品に買換えの目的で購入及び設置した者であること。
- (2) 補助対象者又は補助対象者と同一の世帯に属する者がこの補助金の交付決定を既に受けていないこと。
- (3) 町税の滞納をしていない者であること。
- (4) 省エネ家電製品を新品で購入した者であること。
- (5) 省エネ家電製品を秩父郡市内の店舗又は秩父郡市内の事業所において購入したものであること。ただし、通信販売やインターネットによる購入は、購入場所に関わらず当該補助金の対象外とする。
- (6) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)に基づき、買換えの家電を適正に処分し、同法第43条で規定する特定家庭用機器廃棄物管理票(以下「家電リサイクル券」という。)の交付を受けているものであること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、省エネ家電製品の機器本体の購入費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは補助対象経費としない。

(1) 消費税及び地方消費税

(2) 省エネ家電製品の運搬及び設置並びに既存製品の取外し及び処分に要する費用

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が補助対象経費としないと認めるもの

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と2万円を比較していずれか少ない方の額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、補助対象者が属する世帯につき1回限りとし、補助対象機器は1台までを限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、横瀬町省エネ家電製品買換促進事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度の2月末日までに町長に提出しなければならない。

(1) 省エネ家電製品の本体価格が確認できる領収書又はレシートの写しで、次に掲げる事項が全て記載されているもの

ア 購入日

イ 購入店名及び所在地

ウ 購入製品名

エ 購入価格

(2) 省エネ基準達成率が確認できる書類の写し

(3) 省エネ家電製品の製造者が発行した当該省エネ家電製品の保証書の写し

(4) 既存買換え対象製品の処分に係る家電リサイクル券の写し(令和7年4月1日以後に発行されたもの。)

(5) 町税を滞納していないことを証明する書類

(6) その他町長が必要と認める書類

2 前項第1号及び第4号に掲げる書類が提出できない場合は、家電(販売・引取り)証明書(様式第2号)を提出することにより、これに代えることができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、町長は申請者の同意を得て公簿等により確認できるときは、同項第5号の書類の提出を省略させることができる。

(補助金の交付決定等)

第7条 町長は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により、補助金の交付の可否を決定したときは、横瀬町省エネ家電製品買換促進事業補助金交付決定通知書(様式第3号)又は横瀬町省エネ家電製品買換促進事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

- 3 町長は、第1項の規定により、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を申請者に交付するものとする。

(補助金の取消し等)

第8条 町長は、前条の規定による補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その交付決定を取り消し、又はその内容を変更することができるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(補助金の返還等)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該部分に係る補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。